

令和6(2024)年度厚生労働省委託事業「要約筆記者指導者養成研修」 募集要項

1.目的

厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに準拠した要約筆記者指導者養成プログラムに基づき、要約筆記者の養成研修に携わる講師となる指導者を養成する。

2.主催

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

3.協力

- ・一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（「全難聴」）
- ・特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会（「全要研」）

4.日程等

【対面研修会場】全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

住所：東京都新宿区戸山1-22-1

※感染症拡大等により、研修形式を「対面」から「オンライン」に変更する場合は、別途通知する。

(1) 基礎研修コース

日程等 クール	日程	開催形式
第1クール	令和 6年 7月13日(土) ~ 7月14日(日)	オンライン
第2クール	8月31日(土) ~ 9月1日(日)	対面
第3クール	10月19日(土) ~ 10月20日(日)	オンライン
第4クール	12月21日(土) ~ 12月22日(日)	対面

(2) 難聴者コース

日程等 クール	日程	開催形式
第1クール	令和 6年 8月3日(土) ~ 8月4日(日)	オンライン
第2クール	10月5日(土) ~ 10月6日(日)	オンライン
第3クール	11月30日(土) ~ 12月1日(日)	対面

(3) ステップアップコース【要約筆記者】

日程等 項目	日程	開催形式
研修名変更	令和 6年11月2日(土) ~ 11月4日(月・振)	オンライン

(4) ステップアップコース【難聴講師】

日程等 項目	日程	開催形式
新設研修	令和 6年 9月14日(土) ~ 9月16日(月・祝)	対面

5.受講料

無料とする。ただし教材については、受講決定後、実費（4,400円）を徴収する。

6.申込方法

- (1) 本研修の受講希望者は、所定の用紙（受講者推薦書）に必要事項を記入し、居住地または主たる活動地の都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）へ申し込む。
- (2) 都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）は、本研修の受講者としてふさわしいと認められる者について、受講者推薦書を主催者に提出する。

7. 受講対象者及び募集定員

コース（定員）	受講条件（下記の条件すべてを満たす者／ネット環境の整備は受講者が行うこととする。）
基礎研修コース （定員）80名 [内訳] 手書きクラス：40名 P Cクラス：40名	<ul style="list-style-type: none"> i 都道府県等において、要約筆記者養成の指導者を目指す者で、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた聴者。 ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。 iii 対面研修、オンライン研修（Zoom）ともに参加可能な者。
難聴者コース （定員）20名	<ul style="list-style-type: none"> i 都道府県等において、要約筆記者養成の難聴当事者講師を目指す者で、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた者。 ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。 iii 対面研修、オンライン研修（Zoom）ともに参加可能な者。
	<p>≪提出書面：申込時≫ 「要約筆記利用体験記」(1,200字)</p>
ステップアップコース 【要約筆記者】 （定員）50名 [内訳] 手書きクラス：25名 P Cクラス：25名	<ul style="list-style-type: none"> i 本研修（東日本会場・西日本会場または基礎研修コース）を修了した登録要約筆記者で、都道府県等において現に要約筆記者養成講座の指導にあたっている者であり、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた者。 ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。 iii 原則、本コース（同一クラス）未修了者であり、対面研修、もしくはオンライン研修（Zoom）に参加可能な者。
	<p>≪提出書面① 申込時≫ 地域の「養成カリキュラム」(直近年度のもの)</p> <p>≪提出書面② 受講決定後≫ 「指定課題のレポート」</p>
ステップアップコース 【難聴講師】 （定員）12名	<ul style="list-style-type: none"> i 本研修（東日本会場・西日本会場、基礎研修コース、難聴者コース）を修了した難聴者で、都道府県等において現に要約筆記者養成講座の指導にあたっている者であり、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた者。 ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。
	<p>≪提出書面① 申込時≫ 「ステップアップコースで学びたいことや参加したい理由」(800字)</p> <p>≪提出書面② 受講決定後≫ 「私の要約筆記利用」(1,200字)</p> <p>「要約筆記講座の受講生」を対象として学びや活動のモチベーションに繋げる内容</p>

新 設

8. 受講者推薦書提出締切 令和6年5月15日（水）

9. 受講決定

主催者は、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）から推薦のあった者を本研修の受講者として決定し、令和6年5月31日（金）に、各障害保健福祉主管課（室）を通じて、本人に通知する。

10. 受講コース・クラス等の決定

基礎研修コースの第4クール初日については、受講者が選択する科目の研修を行う。ただし、指導可能な人数に満たない科目は開講せず、主催者が指定する科目を受講することとする。

11.修了決定等

- (1) 本研修において、全日程・全科目に出席した者に修了証を交付する。
- (2) 主催者は、本研修の修了証を交付した者の名簿を作成し、必要に応じ都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）に対し開示することができる。

12.その他

本研修受講に際し取得した個人情報、研修運営に関する業務（連絡、資料送付、名簿作成等）に利用し、これ以外の目的に使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

13.問合せ先

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 要約筆記者指導者養成研修・事務局
〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3
Tel.03-6833-5003 Fax.03-6833-5000
事務局・Email アドレス：youhitsu@jyoubun-center.or.jp

参考 令和5(2023)年度「要約筆記者指導者養成研修」 受講者の声(「受講者アンケート」より)

【基礎研修コース】

Q 今回の研修についてどのような印象をお持ちですか？

- A-1 全国の皆さんと同じ講義を受講する機会を得たことは人生で二度とないような機会だった。講師の方々も、長年の積み重ねの講義を下さし、教える立場がどういふものか、実践を見せていただきました。ありがとうございました。
- A-2 指導するときの「根拠」の大切さを学んだ。テキストの内容のとらえ方が甘かったと実感した。今回の研修で、より真剣に取り組もうという気持ちになった。指導ポイントが明確になった。
- A-3 要約筆記者＝福祉従事者としての意識の再確認、それを受講生に伝えることの大切さを改めて認識した。全国から集まった受講生とリアルに研修の場を共有できて、今後のモチベーションになる。同じ、要約筆記に取り組む仲間がいることが支えになると思う。

【難聴者コース】

Q 今回の研修についてどのような印象をお持ちですか？

- A-1 講師としてのあり方、どういう姿勢であるべきかを教えて頂いた他、(養成の)講義全体の内容を把握した上で、お話ができるようにする必要があると分かった。
- A-2 難聴者コースという事で、自身の事を話せば良いと勝手に思いこみ、軽く考えていたが、要約筆記者養成講座の意義を改めて考え直す事ができた。
- A-3 指導者としての心構えをしっかりと学び、これからの指針となる学びであった。他の指導者との連携も必要とわかった。

【ステップアップコース】

Q 今回の研修についてどのような印象をお持ちですか？

- A-1 長年講座に携わっていましたが、マンネリ化していたと思います。違った視点で情報を得ることができました。
- A-2 講師として受講者に講義をするときの覚悟が足りなかったことを実感した。テキストの内容をかみ砕いて説明する語彙力の不足、受講者への言葉かけをどうするかなどを含め事前準備や他講師との情報共有を今まで以上に丁寧に行わなければならないと考えた。
- A-3 講師の皆さんの丁寧で熱心な講義の数々で、やる気を引出せてもらえた。3日間、ありがとうございました。